

令和4年10月21日
文化庁著作権課

「著作権法施行令の一部を改正する政令案」に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「著作権法施行令の一部を改正する政令案」について、令和3年8月23日から令和4年9月21日までの期間、電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計2,406件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

主な御意見の概要	御意見に対する考え方
1 ブルーレイディスクレコーダーが市場に出てから、前回の対象機器の追加から、平成23年の知的財産高等裁判所の判決が出てから、文化審議会著作権分科会で議論をしていた時から多く時間が経過しているにもかかわらず今回対応することに疑問。	私的録音録画補償金制度の在り方に関しては、長年当事者を含めた関係者による議論が継続してきたところですが。 こうした中、知的財産推進計画2020において、新たな対価還元策が実現するまでの過渡的な措置として、私的録音録画の実態等に応じた具体的な対象機器等の特定について、可能な限り早期に必要な措置を講ずることとされました。 これに関して、令和2年に関係府省庁で共同し、私的目的の録音・録画に係る実態を把握するための調査を実施し、ブルーレイディスクレコーダーについて私的録画の蓋然性の高い実態が確認されました。 また、著作権の権利者団体においては、本年6月に私的録画に関する補償金の徴収分配を担う管理団体が設立するなど、運用面での準備が進められております。 こうした経緯から、今回の提案をしたところですが。 なお、私的録音録画補償金制度の対象となる機器の選定に当たっては、当該機器が相当の蓋然性をもって私的録音・録画に供されるであろう販売形態や広告宣伝が行われているものであって、現に私的複製に用いられている実態を確認して判断する必要があります。
2 私的録音録画補償金制度が機能不全に陥り、適切な対価還元がないまま、長年、放置されたことは問題ではないか。速やかに政令指定がなされるべきである。	私的録音録画補償金制度の在り方に関しては、長年当事者を含めた関係者による議論が継続してきたところですが。 こうした中、知的財産推進計画2020において、新たな対価還元策が実現するまでの過渡的な措置として、私的録音録画の実態等に応じた具体的な対象機器等の特定について、可能な限り早期に必要な措置を講ずることとされました。 これに関して、令和2年に関係府省庁で共同し、私的目的の録音・録画に係る実態を把握するための調査を実施し、ブルーレイディスクレコーダーについて私的録画の蓋然性の高い実態が確認されました。 また、著作権の権利者団体においては、本年6月に私的録画に関する補償金の徴収分配を担う管理団体が設立するなど、運用面での準備が進められております。 こうした経緯から、今回の提案をしたところですが。 なお、私的録音録画補償金制度の対象となる機器の選定に当たっては、当該機器が相当の蓋然性をもって私的録音・録画に供されるであろう販売形態や広告宣伝が行われているものであって、現に私的複製に用いられている実態を確認して判断する必要があります。
3 私的録音録画補償金制度は縮小を予定していたはずなのになぜ今新規に機器の指定を行うのか分からない。	私的録音録画補償金制度の在り方については、文化審議会著作権分科会等の場において、長年、当事者を含めた関係者による議論が継続してきたところですが。 こうした中、知的財産推進計画2020において、新たな対価還元策が実現するまでの過渡的な措置として、私的録音録画の実態等に応じた具体的な対象機器等の特定について、可能な限り早期に必要な措置を講ずることとされました。 これに関して、令和2年に関係府省庁で共同し、私的目的の録音・録画に係る実態を把握するための調査を実施し、ブルーレイディスクレコーダーについて私的録画の蓋然性の高い実態が確認されました。 また、著作権の権利者団体においては、本年6月に私的録画に関する補償金の徴収分配を担う管理団体が設立するなど、運用面での準備が進められております。 こうした経緯から、今回の提案をしたところですが。 なお、今回の措置は、知的財産推進計画において、新たな対価還元策が実現されるまでの過渡的なものとされており、今後の対価還元方策の在り方については、現行制度も含めこれまで指摘された課題や著作物の流通・利用状況、今後のコンテンツ市場や国際的な著作権法制の動向等を踏まえて、検討してまいります。
4 製造業者等との協議や消費者への周知、意見の反映、その他関係者の合意、検討が不十分ではないか。プロセスの透明化、趣旨の明確化が必要ではないか。関係者の合意は政令指定の条件ではないのか。	私的録音録画補償金制度の在り方については、文化審議会著作権分科会等の場において、長年、当事者を含めた関係者による議論が継続してきたところですが。 こうした中、知的財産推進計画2020において、新たな対価還元策が実現するまでの過渡的な措置として、私的録音録画の実態等に応じた具体的な対象機器等の特定について、可能な限り早期に必要な措置を講ずることとされました。 これに関して、令和2年に関係府省庁で共同し、私的目的の録音・録画に係る実態を把握するための調査を実施し、ブルーレイディスクレコーダーについて私的録画の蓋然性の高い実態が確認されました。こうした経緯から、今回の提案をしたところですが。 なお、政令を定める上で、法令上、製造業者等の合意は条件となっていませんが、今回の案について製造業者等と協議を重ねてきたところですが。追加指定が行われた際には、著作権法上、製造業者等は補償金の支払・受領に関する協力義務がありますので、円滑に運用されるためにも関係者の理解は重要であると考えています。
5 今回の案はメーカー、消費者、権利者の意見を聴き、実態調査が行われた上で検討されているものであり、妥当だ、関係者の合意についても、文化庁は長年にわたってその形成に向けて努力してきたところ、製造業者等が常に反対してきたから合意形成がなされなかったのであり、今回の判断は妥当なものとする。	私的録音録画補償金制度の在り方に関しては、長年当事者を含めた関係者による議論が継続してきたところですが。 こうした中、知的財産推進計画2020において、新たな対価還元策が実現するまでの過渡的な措置として、私的録音録画の実態等に応じた具体的な対象機器等の特定について、可能な限り早期に必要な措置を講ずることとされました。 これに関して、令和2年に関係府省庁で共同し、私的目的の録音・録画に係る実態を把握するための調査を実施し、ブルーレイディスクレコーダーについて私的録画の蓋然性の高い実態が確認されました。 また、今回の案について製造業者等と協議を重ねてきたほか、著作権の権利者団体においては、本年6月に私的録画に関する補償金の徴収分配を担う管理団体が設立するなど、運用面での準備が進められております。 こうした経緯から、今回の提案をしたところですが。

6 憲法では法律は誠実に執行される必要があるとされており、法律に定められている以上、実態に応じて機器を政令で指定することは行政機関として当然のことである。	今回の追加指定は、令和2年に関係府省庁で共同し、私的目的の録音・録画に係る実態を把握するために実施した調査結果を踏まえ、現行制度に求められた要件に基づき対象機器を特定したものです。
7 私的録音録画に関する実態調査の結果から今回の案に至った考え方が不明確、実態調査の対象が恣意的である、ブルーレイディスクレコーダーをテレビ録画に利用していない場合の徴収は不適当と考える。	私的録音録画補償金制度の対象となる機器の選定に当たっては、当該機器が相当の蓋然性をもって私的録音・録画に供されるであろう販売形態や広告宣伝が行われているものであって、現に私的複製に用いられている実態を確認して判断する必要があります。 実態調査は、令和2年に、関係府省庁（内閣府知的財産推進事務局、総務省、文部科学省、経済産業省）で共同し、委託事業として実施したものです。 実態調査の対象機器は、私的録音録画補償金制度での対象が主として私的録音・録画の用に供される機器であること、また、市場に流通していると想定されるものとの観点から選定されたものです。 その結果によると、調査対象とした機器のうち、ブルーレイディスクレコーダー（HDD内蔵型）は、過去1年間で保存した記録容量のうちテレビ番組データの占める割合の平均値が52.2%と私的録画の蓋然性が高い実態が確認されたため、今回の指定の候補とされました。 また、著作権法上、制度の対象となっている機器等を専ら私的録音録画以外の用に供することを証明した場合には、補償金の返還を請求することができることとされています。
8 実態調査でもブルーレイディスクレコーダーは著作物の複製の用途で多く用いられていることが明らかであり、追加指定は合理的ではないか。	実態調査は、令和2年に、関係府省庁（内閣府知的財産推進事務局、総務省、文部科学省、経済産業省）で共同し、委託事業として実施したものです。 実態調査の対象機器は、私的録音録画補償金制度での対象が主として私的録音・録画の用に供される機器であること、また、市場に流通していると想定されるものとの観点から選定されたものです。 その結果によると、調査対象とした機器のうち、ブルーレイディスクレコーダー（HDD内蔵型）は、過去1年間で保存した記録容量のうちテレビ番組データの占める割合の平均値が52.2%と、私的録画の蓋然性が高い実態が確認されたため、今回の指定の候補とされました。
9 メーカーは海外で制度が確立されている国のクリエイターには補償金を支払っているにもかかわらず、国内では支払わないというのはおかしい、日本においても補償に協力的であっていただきたい。	我が国における私的録音録画補償金制度が円滑に運用されるために関係者の間で著作権法第104条の5の規定などの意義が十分に理解されることが重要であると考えます。 文化庁としては、引き続き関係者の理解が促されるよう、努めてまいります。
10 新たな対価還元策の検討が十分になされていない状況においては過渡的な措置である私的録音録画補償金の新規対象機器の指定も進めるべきではない、過渡期の期間がいつまでか、どのような期間であるかも不明確ではないか。	今回の追加指定は、現行制度に定められた要件に基づき、私的録画の蓋然性の高い実態が確認されたブルーレイディスクレコーダーを対象機器とするものです。 また、知的財産推進計画においては、クリエイターに適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、デジタル時代に対応した新たな対価還元策等について検討を進めることとされ、今回の対応は新たな対価還元策が実現されるまでの過渡的なものとして講ずるとされています。 こうしたことを踏まえ、DX時代におけるクリエイターへの適切な対価還元方策については、文化審議会において、文部科学大臣からの諮問に基づき議論を行っています。この検討に当たっては、様々な意見や課題があると認識しており、速やかに検討を進めてまいりたいと考えています。
11 補償金の指定管理団体の経営改善のための対応ではないか、その他既得権益のためなのではないか。	私的録音録画補償金制度は、私的に録音・録画を行う利用者の自由と、クリエイターの利益との調整を図るためのものです。今回の追加指定は、実態調査の結果、私的録画の実態が確認されたためです。
12 私的録音録画補償金制度は天下りのためのものなのではないか。	私的録音録画補償金制度は、私的に録音・録画を行う利用者の自由と、クリエイターの利益との調整を図るためのものです。今回の追加指定は、実態調査の結果、私的録画の実態が確認されたためです。
13 今回政令改正案の対象機器であるブルーレイレコーダーの購入時に限り数百円程度の負担は過度なものではなく、全体として相当な額の補償金がクリエイターに還元されるのは、良い仕組みだと思う。	現行の補償金制度は、機器の購入時の1回限りの支払いによって、利用者は支払義務を免除され（著作権法第104条の4）、比較的低廉な金額で著作物を利用することができるよう措置されており、 これにより、個人で録画を行う利用者の自由とクリエイターの利益との調整が適切に図られる仕組みとなっております。
14 コンテンツ利用と権利保護のバランスをとる優れた制度だと思う。	私的録音録画補償金制度は、私的に録音・録画を行う利用者の自由と、クリエイターの利益との調整を図るものであり、個々の利用行為としては零細な私的複製であっても、社会全体としてはデジタル技術により大量の高品質な録音物・録画物が作成・保存されることで損なわれるクリエイターへの不利益に対して経済的補償を行うものです。
15 クリエイターにも生活があり、若手を含めて豊かな創作環境を支え、文化を発展させるなどのために対価の還元が重要、消費者としても支援したいと思う。	著作権法は、文化の発展に寄与することを目的としており、私的録音録画補償金制度は、私的に録音・録画を行う利用者の自由と、クリエイターの利益との調整を図るためのものです。

16	私的録音録画補償金制度は（著作権保護技術があったとしても）テレビ番組等をほとんど自由に複製できることと権利者の利益のバランスを図るのに有効なものであり、制度に則ってクリエイターに対価還元が図られるべき。	私的録音録画補償金制度は、私的に録音・録画を行う利用者の自由と、クリエイターの利益との調整を図るためのものです。
17	権利者は自らの意思で地上デジタルテレビ放送を選択し、著作物の宣伝効果も含めて利益を得ており、必要があればさらにそこから対価を得るべきなのだから補償は不要ではないか、有料放送についても視聴者が既に対価を支払っているのではないか。	一般的に、有料・無料にかかわらず、テレビ放送において著作物を利用する場合の使用料については、放送事業者と著作権者の間の契約に基づいて支払われていますが、テレビ放送を視聴した者が行う私的録画に係る対価は含まれていません。このため、私的録画に対しては、別途補償が必要であると考えられます。
18	テレビ放送の多くは無料であり広告もある、また、ハードディスクのみデータを保存してディスクに複製しない場合など、具体的に権利者にどのような不利益が生じているのか分からない。	私的録音録画補償金制度は、私的に録音・録画を行う利用者の自由と、クリエイターの利益との調整を図るものであり、個々の利用行為としては零細な私的複製であっても、社会全体としてはデジタル技術により大量の高品質な録音物・録画物が作成・保存されることで損なわれるクリエイターへの不利益に対して経済的補償を行うものです。 また、テレビ放送の多くは無料であり広告を伴うものであったとしても、放送された番組を視聴者が複製することにより生じるクリエイターの不利益に対しては、別途補償が必要であると考えられます。
19	内蔵のハードディスクはただのデータの仮置き場であり、これに補償金を課すべきではない。	私的録音録画補償金制度の対象となる機器の選定に当たっては、当該機器が私的録音・録画に供されるであろう販売形態や広告宣伝が行われているものであって、現に私的複製に用いられている実態を確認して判断する必要があります。 今回の追加指定の候補は、関係省庁で共同して行った実態調査を踏まえ、対象機器を特定しています。
20	テレビ放送は無料で広く大衆に向けられるべき情報源であり娯楽であるにもかかわらず、それに関して補償金を徴収すべきではない。	私的録音録画補償金制度は、私的に録音・録画を行う利用者の自由と、クリエイターの利益との調整を図るものであり、個々の利用行為としては零細な私的複製であっても、社会全体としてはデジタル技術により大量の高品質な録音物・録画物が作成・保存されることで損なわれるクリエイターへの不利益に対して経済的補償を行うものであるという趣旨に鑑みると、補償は必要であると考えられます。
21	音楽や映像のコンテンツを享受するために録音・録画機器等は購入されるものなのだから、その売上の一部は、コンテンツを創り上げたクリエイターに還元されるべき。	私的録音録画補償金制度は、私的に録音・録画を行う利用者の自由と、クリエイターの利益との調整を図るためのものです。
22	記録媒体に補償金がかかっていれば録画機器にまで補償金をかける必要はないのではないか。	現行の私的録音録画補償金制度では、主としてデジタル方式の録音・録画の機能を有する機器及び当該機器によるデジタル方式の録音・録画のように供される記録媒体の双方に対して補償金が徴収される仕組みとなっています。
23	受信料や録画機器・記録メディアの購入に係る費用等以上に補償金を支払う必要性が感じられない。	私的録音録画補償金制度は、私的に録音・録画を行う利用者の自由と、クリエイターの利益との調整を図るものであり、個々の利用行為としては零細な私的複製であっても、社会全体としてはデジタル技術により大量の高品質な録音物・録画物が作成・保存されることで損なわれるクリエイターへの不利益に対して経済的補償を行うものであるという趣旨に鑑みると、受信料や機器等の購入費用とは別途補償は必要であると考えられます。
24	そもそも私的複製は利用者の権利であり、タイムシフト目的の複製等では権利者の利益を損なうということはなく、補償は不要ではないか。	著作権法では、基本的に私的複製について著作権が制限され、自由に行うことができることとされています。この利用者の自由とクリエイターの利益との調整、すなわち、個々の利用行為としては零細な私的複製であっても、社会全体としてはデジタル技術により大量の高品質な録音物・録画物が作成・保存されていることで損なわれるクリエイターへの不利益に対して経済的補償を行うために設けられたのが、この制度です。
25	デジタルによる複製も著作権法で定めるところの「複製」であることには変わりなく、他の複製における取扱いと差異を設けることに合理性はないのではないか、デジタルによる複製の方が同一性保持権との関係で侵害性が低いのではないか。	現行の私的録音録画補償金制度においてデジタル方式の複製に限定している理由は、制度創設時において、アナログ方式に比べ、高品質の録音・録画が可能であり、複製を重ねても劣化がほとんどないこと、再生、保存の点でも耐久性に優れていることから権利者の被る不利益が大きいこと、関係者の協力を得て制度を円滑に導入すること、一般家庭への影響などが考慮されたためです。
26	デジタルによる複製は高品質であるために違法に出回ってしまう危険性があり、対応が必要ではないか。	私的録音録画補償金制度は、デジタル機器・記録媒体を利用した適法な私的複製について補償を行うためのものであり、違法となる可能性のある複製物の流通を防止するためにいわゆる著作権保護技術が活用されていると承知しています。
27	テレビ放送の高画質化が進んでおり、より補償が必要になってきている。	私的録音録画補償金制度は、私的に録音・録画を行う利用者の自由と、クリエイターの利益との調整を図るものであり、個々の利用行為としては零細な私的複製であっても、社会全体としてはデジタル技術により大量の高品質な録音物・録画物が作成・保存されることで損なわれるクリエイターへの不利益に対して経済的補償を行うものです。
28	デジタル技術による高品質の複製により権利者が損害を受けているということであれば機器の仕様として低品質のコピーしかできないようにしてもらったら良いのではないか。	低品質のコピーといったように、私的複製の可能な範囲が狭まることは必ずしも利用者が望んでいるものではないと考えられ、慎重に検討する必要があると考えます。

29 デジタルテレビ放送の録画については著作権保護技術が導入されており、補償は不要、著作権保護技術の導入コストと補償金の二重負担となるのではないか、今回の措置を行うのであれば著作権保護技術の解除など、複製をより広範に認めるべきではないか。	<p>現在、テレビ放送の多くにはダビングの回数を10回までなどとする著作権保護技術が導入されています。これは法律で認められている個人的に又は家庭内等の私的な複製の範囲を超えたコピーを防止するという意義がある一方で、その回数の範囲内であれば自由にコピーを行うことができることに変わりありません。</p> <p>私的録音録画補償金制度が、個々の利用行為としては零細な私的複製であっても、社会全体としてはデジタル技術により大量の高品質な録音物・録画物が作成・保存されることで損なわれるクリエイターへの不利益に対して経済的補償を行うものであるという趣旨に鑑みると、別途補償は必要であると考えられます。</p>
30 私的録音録画補償金制度創設当初より一定の著作権保護技術は存在しその上で補償金が課されていた、著作権保護技術が用いられていても高品質の複製物を作成することができることなどから、今回規定しようとするものに著作権保護技術が導入されていたとしてもやはり補償は必要である。	<p>現在、テレビ放送の多くにはダビングの回数を10回までなどとする著作権保護技術が導入されています。これは法律で認められている個人的に又は家庭内等の私的な複製の範囲を超えたコピーを防止するという意義がある一方で、その回数の範囲内であれば自由にコピーを行うことができることに変わりありません。</p> <p>私的録音録画補償金制度が、個々の利用行為としては零細な私的複製であっても、社会全体としてはデジタル技術により大量の高品質な録音物・録画物が作成・保存されることで損なわれるクリエイターへの不利益に対して経済的補償を行うものであるという趣旨に鑑みると、別途補償は必要であると考えられます。</p>
31 消費者は、ダビング10のもとでも、放送番組をほとんど不自由なく、高画質で私的録画できる。その対価はしっかりとクリエイターに還元すべき。	<p>私的録音録画補償金制度は、私的に録音・録画を行う利用者の自由と、クリエイターの利益との調整を図るものであり、個々の利用行為としては零細な私的複製であっても、社会全体としては大量の高品質な録音物・録画物が作成・保存されることで損なわれるクリエイターへの不利益に対して経済的補償を行うものです。</p>
32 ブルーレイディスクは映像以外のデータの保存に使用されることもある、録画機器も故障することがあるなどの理由からさらに補償金がかかることに反対。	<p>私的録音録画補償金制度は、私的に録音・録画を行う利用者の自由と、クリエイターの利益との調整を図るものであり、録音・録画を行う者が補償金を支払う仕組みです。機器等の故障があることは理解いたしますが、一般的には有効に著作物の複製に活用されるものであり、この制度の対象となりうるものと考えます。</p> <p>なお、著作権法上、制度の対象となっている機器等を専ら私的録音録画以外の用に供することを証明した場合には、補償金の返還を請求することができることとされています。</p>
33 具体的な補償金額については著作権保護技術の導入に要したコストに相当する分を控除すべきではないか。	<p>私的録音録画補償金の金額については、指定管理団体が製造業者等の意見を代表すると認められるものの意見を聴いた上で、文化庁長官に対して認可の申請を行うこととなります。</p> <p>したがって、補償金額の算定に当たりどのような要素を考慮するのかについては、一義的には指定管理団体において検討されることと考えております。</p>
34 補償金額が消費者にとって負担が重いのではないか。	<p>私的録音録画補償金制度は、機器の購入時の1回限りの支払いによって、利用者は支払義務を免除され（著作権法第104条の4）、これにより、比較的低廉な金額で著作物を利用することができるよう措置されている制度です。</p> <p>具体的な補償金額は、指定管理団体が定め、文化庁長官に対して認可の申請を行うこととなります。申請が行われた際には、補償金の負担者である利用者等の理解を得られるような適正な額であるべきことなどを考慮して適切に対応してまいります。</p>
35 私的録音録画補償金制度は利用者が支払うべき補償金を機器や記録媒体の購入時に比較的低廉な価格で効率的に徴収できる有効な制度ではないか。	<p>私的録音録画補償金制度は、機器の購入時の1回限りの支払いによって、利用者は支払義務を免除され（著作権法第104条の4）、これにより、比較的低廉な金額で著作物を利用することができるよう措置されている制度です。</p>
36 デジタル放送専用録画機は当時の著作権法施行令の規定に照らして私的録音録画補償金の対象機器に該当しない旨判示した平成23年の知的財産高等裁判所の判決を踏まえて今回規定しようとする機器についても対象とすべきではない。	<p>平成23年の知的財産高等裁判所の判決においては、当時の著作権法施行令の規定に照らしてデジタル放送専用録画機が私的録音録画補償金の対象機器に該当するか否か疑義があったことに対し、該当しない旨判示したものです。</p> <p>今回の追加指定は、現行制度に定められた要件に基づき、私的録画の蓋然性の高い実態が確認されたブルーレイディスクレコーダーを対象機器とするものであり、当該判決の趣旨を踏まえ、疑義が生じないよう対象機器を明確に規定してまいります。</p>
37 平成23年の知的財産高等裁判所の判決は私的録音録画補償金制度の対象となる機器・記録媒体は都度検討されて追加されていくものであることを述べているので今回の対応はまさにそれに沿っているものではないか。	<p>平成23年の知的財産高等裁判所の判決においては、当時の著作権法施行令の規定に照らしてデジタル放送専用録画機が私的録音録画補償金の対象機器に該当するか否か疑義があったことに対し、該当しない旨判示したものです。</p> <p>今回の追加指定は、現行制度に定められた要件に基づき、私的録画の蓋然性の高い実態が確認されたブルーレイディスクレコーダーを対象機器とするものであり、当該判決の趣旨を踏まえ、疑義が生じないよう対象機器を明確に規定してまいります。</p>
38 補償金の徴収に関する製造事業者等の協力義務について何ら手当てがされていない、そのままに政令改正を行っても再び当事者同士の争いを招くだけではないか。	<p>平成23年の知的財産高等裁判所の判決においては、当時の著作権法施行令の規定に照らしてデジタル放送専用録画機が私的録音録画補償金の対象機器に該当するか否か疑義があったことに対し、該当しない旨判示したものです。</p> <p>今回の追加指定は、現行制度に定められた要件に基づき、私的録画の蓋然性の高い実態が確認されたブルーレイディスクレコーダーを対象機器とするものであり、当該判決の趣旨を踏まえ、疑義が生じないよう対象機器を明確に規定してまいります。</p> <p>また、この制度が円滑に運用されるために関係者の間で著作権法第104条の5の規定などの意義が十分に理解されることが重要であると考えます。</p> <p>文化庁としては、引き続き関係者の理解が促されるよう、努めてまいります。</p>

39	録画機能付きテレビやPC、スマートフォン、また、記録媒体についてもクラウドサービス等との平仄が取れないのではないか。	<p>今回の追加指定は、現行制度に定められた要件に基づき、私的録画の蓋然性の高い実態が確認されたブルーレイディスクレコーダーを対象機器とするものです。</p> <p>今回の措置は、知的財産推進計画において、新たな対価還元策が実現されるまでの過渡的なものとされており、今後の対価還元方策の在り方については、現行制度も含めこれまで指摘された課題や著作物の流通・利用状況、今後のコンテンツ市場や国際的な著作権法制の動向等を踏まえて、検討してまいります。</p>
40	今後対象が録画機能付きテレビやHDD、スマートフォンその他の機器等にも広がっていくこと、今回の対象機器を定める規定が拡大されて運用されることが懸念される。	<p>今回の追加指定は、現行制度に定められた要件に基づき、私的録画の蓋然性の高い実態が確認されたブルーレイディスクレコーダーを対象機器とするものです。</p> <p>今回の措置は、知的財産推進計画において、新たな対価還元策が実現されるまでの過渡的なものとされており、今後の対価還元方策の在り方については、現行制度も含めこれまで指摘された課題や著作物の流通・利用状況、今後のコンテンツ市場や国際的な著作権法制の動向等を踏まえて、検討してまいります。</p>
41	テレビに接続できるHDD、タブレットPC、クラウドサービス等にも制度の対象を広げるなど、海外のように新たな技術に即応した制度対応が望ましい。	<p>今回の追加指定は、現行制度に定められた要件に基づき、私的録画の蓋然性の高い実態が確認されたブルーレイディスクレコーダーを対象機器とするものです。</p> <p>今回の措置は、知的財産推進計画において、新たな対価還元策が実現されるまでの過渡的なものとされており、今後の対価還元方策の在り方については、現行制度も含めこれまで指摘された課題や著作物の流通・利用状況、今後のコンテンツ市場や国際的な著作権法制の動向等を踏まえて、検討してまいります。</p>
42	ブルーレイディスクレコーダーの市場は小さくなく、縮小しており、関連産業への影響が懸念される、また、効果も限定的ではないか、または、テレビ離れが進むのではないか。	<p>私的録音録画補償金制度の対象となる機器の選定に当たっては、当該機器が相応の蓋然性をもって私的録音・録画に供されるであろう販売形態や広告宣伝が行われているものであって、現に私的複製に用いられている実態を確認して判断する必要があります。</p> <p>今回は、関係省庁で共同して行った実態調査を踏まえ、対象機器を特定しています。</p> <p>この制度が運用されることにより、私的に録音・録画を行う利用者の自由と、クリエイターの利益との調整が適切に図られていくものと考えます。</p> <p>なお、テレビの視聴には様々な目的が考えられ、今回の措置が一概にテレビ離れにつながるものとは考えておりません。</p>
43	ブルーレイディスクレコーダーが一定程度普及している現状を踏まえれば、今回の政令改正案は妥当ではないか。	<p>私的録音録画補償金制度の対象となる機器の選定に当たっては、当該機器が相応の蓋然性をもって私的録音・録画に供されるであろう販売形態や広告宣伝が行われているものであって、現に私的複製に用いられている実態を確認して判断する必要があります。</p> <p>今回は、関係省庁で共同して行った実態調査を踏まえ、対象機器を特定しています。</p>
44	記録メディアを製造する事業者を取りまとめていた団体や私的録画に関する補償金を管理していた団体が解散している状況においては、制度の円滑な運用が困難なのではないか。	<p>以前存在した記録媒体の製造業者等の団体が解散していることは承知していますが、私的録音に関する記録媒体に係る補償金に関しては、指定管理団体と電子情報技術産業協会及び非会員事業者との個別の提携により運用が行われているものと承知しています。</p> <p>また、著作権の権利者団体においては、本年6月に私的録画に関する補償金の徴収分配を担う管理団体が設立するなど、運用面での準備が進められております。</p>
45	補償金額や徴収方法が不明確、手続コストが高い、補償金の分配状況が分からない、団体に加盟していないと分配を受けづらい、共通目的事業に多く使われているなど適切に補償金が権利者に分配されているのか疑問である。	<p>私的録音録画補償金における補償金の額の決定や分配については、文化庁長官が指定する管理団体が行うこととされています。管理団体の指定に当たっては、著作権法に定められた要件を備える団体を指定しなければならないとともに、当該団体は、補償金関係業務を開始するに当たり、分配に関する事項を含めた業務の執行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出なければならないこととされています。文化庁としては、管理団体の指定を行うに当たり、当該団体において補償金関係業務が適正に運営されるように必要な確認等をしてまいります。</p> <p>また、私的録音録画補償金の取扱いについて消費者に情報が周知されることは重要であり、そうした周知が適切になされるための関係者の取組を促してまいります。</p>
46	今回の案を実施した上で、補償金額は現状の私的複製の実態に見合うものにしてほしい、補償金は公正に権利者に分配してほしい。	<p>私的録音録画補償金制度における補償金の額の決定や分配については、文化庁長官が指定する管理団体が行うこととされています。</p> <p>補償金額については、指定管理団体が製造業者等の意見を代表すると認められるものの意見を聴いた上で、文化庁長官に対して認可の申請を行うこととなります。したがって、補償金額の算定に当たりどのような要素を考慮するのかについては、一義的には指定管理団体において検討されることと考えております。そして、文化庁長官は、補償金の額が私的使用のための複製の規定の趣旨などを考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならないとされています。</p> <p>また、管理団体の指定に当たっては、著作権法に定められた要件を備える団体を指定しなければならないとともに、当該団体は、補償金関係業務を開始するに当たり、分配に関する事項を含めた業務の執行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出なければならないこととされています。文化庁としては、管理団体の指定を行うに当たり、当該団体において補償金関係業務が適正に運営されるように必要な確認等をしてまいります。</p>
47	私的録音録画補償金制度の対象となるメディアとそうでないものというのがあると分かりにくい。	私的録音録画補償金の取扱いについて消費者に情報が周知されることは重要であり、そうした周知が適切になされるための関係者の取組を促してまいります。
48	私的録音録画補償金制度の対象となる機器や記録媒体を政省令において規定するに当たっては、技術的要件を詳細に規定しない方が機器等の特定に当たって疑義が生じないのではないか。	私的録音録画補償金制度の対象機器等を規定する著作権法施行令は、対象機器の特定の明確性及び法的安定性の観点から技術仕様に着目して規定されており、今回もそれを踏襲して規定することとしています。

49	<p>海外における私的録音録画補償金制度は外資への課金という性質を有しており、録音録画機器に係る技術の発展や市場を歪めるのではないか。</p>	<p>私的録音録画補償金制度は、個々の利用行為としては零細な私的複製であっても、社会全体としてデジタル技術により大量の高品質な録音物・録画物が作成・保存されることで損なわれるクリエイターへの不利益に対して経済的補償を行うものです。</p> <p>対象となる機器の選定に当たっては、当該機器が相応の蓋然性をもって私的録音・録画に供されるであろう販売形態や広告宣伝が行われているものであって、現に私的複製に用いられている実態を確認して判断する必要があります。</p> <p>今回は、関係省庁で共同して行った実態調査を踏まえ、対象機器を特定しています。</p>
50	<p>私的録音録画補償金制度は時代に合わなくなってきており、新しい制度を検討すべき。</p>	<p>今回の追加指定は、現行制度に定められた要件に基づき、私的録画の蓋然性の高い実態が確認されたブルーレイディスクレコーダーを対象機器とするものです。</p> <p>今回の措置は、知的財産推進計画において、新たな対価還元策が実現されるまでの過渡的なものとされており、今後の対価還元方策の在り方については、現行制度も含めこれまで指摘された課題や著作物の流通・利用状況、今後のコンテンツ市場や国際的な著作権法制の動向等を踏まえて、検討してまいります。</p>
51	<p>私的録音録画補償金制度は補償金の支払いと実際に著作物を複製されている権利者との対応関係が不明確、ダビングする都度情報収集して課金するなど受益者負担が明確な方法を検討すべきではないか。</p>	<p>私的録音・録画の行為は、家庭内等で広範にかつ大量に行われ、利用者の個々の録音・録画行為を捉えることは実際上困難であり、利用者のプライバシー保護の観点からも問題があると考えられます。また、利用行為ごとに補償金を請求することは、一般的に徴収のための仕組みについて社会的なコストを要し、利用者の支払の便宜についても配慮する必要があります。</p> <p>このような私的録音・録画の特質を考慮し、現行制度では、指定管理団体が存在し、かつ当該団体が特定の機器・記録媒体の購入時に補償金の支払を請求するときは、1回に限り補償金を支払うこととされています。</p> <p>今回の措置は、知的財産推進計画において、新たな対価還元策が実現されるまでの過渡的なものとされており、今後の対価還元方策の在り方については、現行制度も含めこれまで指摘された課題や著作物の流通・利用状況、今後のコンテンツ市場や国際的な著作権法制の動向等を踏まえて、検討してまいります。</p>
52	<p>既に購入済みの機器や機器の使用頻度に応じた課金等の検討が望ましいのではないか。</p>	<p>今回の政令案を遡及適用することは利用者の法的安定性を損ねることから、施行後に購入したブルーレイディスクレコーダー及びブルーレイディスクについて適用することとしています。また、指定管理団体が補償金を受ける権利を行使する場合には、補償金の額について文化庁長官の認可を受けなければならないこととされており、既に購入済みのブルーレイディスクレコーダー等に課金されることはありません。</p> <p>また、利用者の便宜についても考慮することが必要なことから、機器の購入時の1回限りの支払によって、利用者は支払義務を免除されます。</p>
53	<p>さらにコンテンツのネット配信等が主流となった時代に対応した新しい権利者への対価還元方策について、製造事業者等にも議論に参画してもらいながら検討してほしい。</p>	<p>今回の追加指定は、現行制度に定められた要件に基づき、私的録画の蓋然性の高い実態が確認されたブルーレイディスクレコーダーを対象機器とするものです。</p> <p>今回の措置は、知的財産推進計画において、新たな対価還元策が実現されるまでの過渡的なものとされており、今後の対価還元方策の在り方については、現行制度も含めこれまで指摘された課題や著作物の流通・利用状況、今後のコンテンツ市場や国際的な著作権法制の動向等を踏まえて、検討してまいります。検討に当たっては様々な関係者の意見を踏まえながら進めてまいります。</p>
54	<p>最近では映像コンテンツの流通形態は配信が主流となっているにもかかわらず従前の流通形態を前提とした今回の対応に疑問、配信事業から補償金を徴収すべきではないか。</p>	<p>私的録音録画補償金制度は、私的に録音・録画を行う利用者の自由と、クリエイターの利益との調整を図るため、私的録音録画の実態のある機器等について、政令で指定する仕組みです。今回追加指定をするのは、実態調査の結果、私的録画の実態が確認されたためです。</p> <p>今後の対価還元方策の在り方については、現行制度も含めこれまで指摘された課題や著作物の流通・利用状況、今後のコンテンツ市場や国際的な著作権法制の動向等を踏まえて、検討してまいります。</p>
55	<p>録画をするなどしてリアルタイムにテレビを視聴しないスタイルが増えていると考えられるので、今回の案は妥当である。</p>	<p>私的録音録画補償金制度は、私的に録音・録画を行う利用者の自由と、クリエイターの利益との調整を図るため、私的録音録画の実態のある機器等について、政令で指定する仕組みです。今回追加指定をするのは、実態調査の結果、私的録画の実態が確認されたためです。</p>
56	<p>日本は権利保護の意識が弱く、適切な対価を支払うことで利用者が権利者の存在を知り、著作物を大切に扱う契機になる、その他普及啓発がなされることを期待する。</p>	<p>私的録音録画補償金制度は、私的に録音・録画を行う利用者の自由と、クリエイターの利益との調整を図るためのものです。</p> <p>また、著作権制度・政策の普及啓発・教育は重要であり、文化庁としても必要な取組を進めてまいります。</p>